

令和8年度 札幌市奨学生（補充採用）募集のお知らせ

(2026年度)

札幌市教育委員会

札幌市では、能力があるにもかかわらず経済的理由で修学困難な学生・生徒を支援し、有用な人材を育成することを目的として、返済の必要がない給付型の「札幌市奨学金」を支給しています。

札幌市奨学生の「補充採用」は大学等または高等学校等に在学している方を対象として募集をします。応募される方は、以下の説明をよくご覧のうえ、在学している学校にお申込みください。

1 募集区分・募集人数・対象者

区分・募集人数	対象者
大学等の部 (180名程度)	令和8年度に学校教育法に定める大学（大学院を除く）、短期大学、高等専門学校（4・5学年及び専攻科）、2年制以上の専修学校（専門課程及び専攻科）に在学している方。 ただし、高校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度初日（4月1日）から、その翌々年度の末日（3月31日）までに、今の大学等※1に入学していること。
高等学校等の部 (220名程度)	令和8年度に学校教育法に定める高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（1～3学年）、3年制以上の専修学校高等課程、特別支援学校高等部（高校の教育課程に準ずる教育を行う学校のみ）に在学している方。 ただし、中学等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度初日（4月1日）から、その翌々年度の末日（3月31日）までに、今の高校等※1に入学していること。

(注) 専修学校一般課程、各種学校、省庁大学校、職業訓練施設などは対象になりません。

※1 転学、編入をした場合でも一連の就学期間と認められ、対象となり得る場合があります。

2 応募資格 次の(1)～(5)すべてを満たす方が応募可能です。

- (1) 上記1の「対象者」に該当すること
- (2) 本人または生計維持者※2・3のうち、少なくともどちらか一方が札幌市内に居住していること
- (3) 本人と生計維持者の資産※4の合計額が2,000万円未満（生計維持者が1人の場合は1,250万円未満）であること
- (4) 直近1年間※5の全科目の評定の平均値が、5段階で3.0以上であること
- (5) 性行が善良であり、在学している(いた)学校から推薦を受けられること

※2 「生計維持者」は、原則両親です。同居・別居を問いません。死別のほか、離婚で一方から支援を得られず、同一生計と認められない場合は、生計維持者は1人となります。失踪やDVなど特別な事情がある場合は、生計維持者に含めないことができます。

※3 次の場合は、親以外の方を生計維持者とみなします。

- ・ 両親がいない場合で、本人の生計を支えている方（祖父母などの親族、未成年後見人等）がいる場合はその方（複数名いる場合は主たる方1名）が生計維持者となります。
- ・ 本人の生計を支える方が誰もいない場合や、経済的に自立して自身の収入で生計を立てている場合は、本人が生計維持者となります。
- ・ 結婚していて主に配偶者の収入で生計を立てている場合は、配偶者が生計維持者となります。

※4 「資産」とは、現金・預貯金・有価証券・投資用資産として保有する貴金属等をいいます。土地・家屋・自動車等は、ここでいう「資産」には含みません。

※5 例えば、大学3年生の方は大学2年生、高校1年生の方は中学3年生の成績が対象となります。

3 奨学金の支給額

区分	種別	支給額	
		奨学資金※6	入学支度資金（1年生のみ）※7
大学等の部	国公立	月額 6,000 円	14,000 円
	私立	月額 9,000 円	21,000 円
高等学校等の部	国公立	月額 5,000 円	10,000 円
	私立	月額 8,000 円	15,000 円

※6 奨学資金は、年3回（7・9・12月予定）、各回につき4か月分ずつまとめて支給します。

※7 入学支度資金は、1年生の初回支給時に奨学資金に併せて支給します。入学前の支給はできません。

4 提出先・提出期限

	提出書類	提出先	提出期限
①	生計維持者の所得証明書類	オンライン	令和8年5月1日（金）
②	札幌市奨学生 願書兼推薦依頼書	各学校	各学校が指定する日
③	成績証明書		

※上記①、②、③の書類は全て提出してください。

上記のとおり、①、②と③の提出先が異なりますので、ご確認ください。また、所得証明書類のみの提出等、どちらか一方のみの提出の場合、申請意思がないと判断して、不採用となる場合があります。

※必ず学校に提出期限を確認してください。

4月下旬～5月上旬頃の学校が多いですが、学校によってはこの限りではありません。

※オンラインでの手続きが困難な方は紙での申請も可能ですので、教育委員会（011-211-3851）にお申し出ください。

5 応募に必要な書類

下記のとおり、提出が必須の書類と任意の書類があります。これらの書類のほか、審査の段階で、必要に応じて個別に追加書類の提出を求める場合があります。また、ご提出いただいた書類は返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

◎必須

書類	説明	提出先
札幌市奨学生（補充採用）願書兼推薦依頼書	記載例を参考に、応募日（記載日）時点の内容について必要事項を漏れなく記載してください。	各学校
成績証明書（直近1年分、例：大学3年生の方は大学2年生、高校1年生の方は中学3年生）	在学している（いた）学校に請求してください。様式は各学校のもので構いません。 なお、 <u>通知表についてはお使いいただけません</u> のでご注意ください。	各学校
札幌市奨学生（補充採用）応募届	表の下部、URL、または二次元コードをスマートフォン等で読み取り、提出ページにお進みください。 ※紙申請の場合は、記載例を参考に必要事項をご記載ください。	オンライン （市教委）

<p>生計維持者全員の令和7年中の収入を証明する書類</p> <p>願書の生計維持者欄にいる方の書類が必要です。ただし、令和7年中に無収入の方は原則不要です(選考で必要と認めるときは公的証明書等の提出を求め場合があります)。</p> <p>※生計維持者に該当する方→2応募資格をご参照ください。</p>	<p>ア 「令和7年分 源泉徴収票」 給与収入のある方</p> <p>イ 「令和7年分 確定申告書(第1表・第2表の控)」 事業収入(自営業の方)、その他収入(例:不動産収入など)のある方※8</p> <p>ウ 「令和7年分 公的年金等の源泉徴収票・直近の「年金改定通知書」・直近の「年金振込通知書」 年金収入のある方。上記のいずれか1点をご提出ください。</p> <p>エ 「生活保護受給証明書」 生活保護を受けている方はこちらを提出してください。</p> <p>【ご注意ください!】 「令和7年度 所得証明書」は、令和6年中の収入(所得)の証明のため、今回の申請には使用できません(添付していただいても無効となります)のでご注意ください。 また、提出の際は、氏名や金額等の印字が途切れないようご注意ください。</p>	<p>オンライン (市教委)</p>
---	---	------------------------

※8 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、養育費。雇用保険失業給付は除きます。

○任意

書類	説明	提出先
<p>「障害者手帳」又は「療育手帳」の氏名・等級記載部分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が障害者手帳又は療育手帳を所持している場合、採用の可能性が高くなります(3ページの6参照)。 ・本人以外の世帯員が、いずれかの手帳を所持している場合は、両親(生計維持者)の所得から一定額を控除できるため、家計の状況の審査において有利になります。 ・提出は任意です。該当者がいる場合でも、上記の優遇措置を希望しない場合は提出不要です。 	<p>オンライン (市教委)</p>

【オンライン提出ページ】

二次元コードはこちら

<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/syogakukin/boshu/2026hoju.html>



6 補充採用者の選考

学校の推薦を受けた応募者の中から、願書の記載内容および「学業成績」※9、「家計の状況」※10をもとに、書面審査による選考を行います。そのほか、「定時制高校または通信制高校に進学希望の方」※11及び「障害者手帳をお持ちの方」※12を対象として、若干名を優先的に採用します(定時制・通信制特別枠及び障がい者特別枠)。

選考の結果は、採用・不採用にかかわらず、令和8年7月中旬頃をめどに、郵送でお知らせいたします。

※9 「学業成績」は、直近1年分の全科目の評定を審査の対象とします。(高いほうが有利)

※10 「家計の状況」は、両親(生計維持者)の前年の収入を審査の対象とします。(低いほうが有利)

※11 定時制・通信制特別枠で追加採用となった方は、高校の定時制・通信制課程に進学した場合のみ札幌市奨学金を受けることができます。

※12 有効な障害者手帳(療育手帳)を添付していただく必要があります。(3ページの表参照)

7 他の奨学金との併給について

札幌市奨学金は、「札幌市特別奨学金」（下記参照）と同時に受けることはできません。「札幌市奨学金」と「札幌市特別奨学金」の両方に採用された場合は、どちらか一方のみを選んでいただく必要があります。

札幌市特別奨学金以外の奨学金との併給は制限していません。ただし、札幌市以外が実施する奨学金には、他の奨学金との併給を制限しているものもありますので、札幌市以外が実施する奨学金の応募を予定している方は、当該奨学金の募集要項等をご確認ください。

「札幌市特別奨学金」とは・・・

生活困難な世帯の生徒に技能習得のための学資を支給し、世帯の経済的自立を図ることを目的とした奨学金です。札幌市奨学金と同時に受給することはできません。

以下の学校に在学又は進学予定で、本人又はその養育者が札幌市民であり、かつ現に生活保護を受けているか生活保護を必要とする状態（収入が生活保護基準額の1.5倍以内）にある方を対象とします。

- 高等学校の普通科以外の職業学科（工業、商業、家庭、看護、福祉、情報、農林水産）
- 専修学校（高等課程） ○ 各種学校（高等学校相当課程） ○ 特別支援学校（高等部）

札幌市特別奨学金の担当部署：札幌市子ども未来局子育て支援課 電話 011-211-2988

8 過去の採用実績（参考）

過去数年間の採用実績に基づく収入額の目安は、おおむね次のとおりです。

審査は収入額のほか、直近1年分の全科目の評定を基に行います。

実際のボーダーラインは応募者の状況によって毎回変動します。また、年収の目安については世帯の構成や世帯員の状況などによっても大きく異なる場合があります。

このため、下表に該当することをもって採用が保証されるものではありません。また、該当しない（収入が超過する場合や成績が満たない）場合でも採用される可能性がないとは限りません。

学校種別	世帯構成（モデル世帯）別 年収の目安 ^{※13}		
	両親+本人	両親+本人 +中学生	両親+本人+ 中学生+小学生
大学 短期大学	360万円以下	420万円以下	464万円以下
専修学校（専門課程）	312万円以下	370万円以下	510万円以下
高等学校 中等教育学校（後期課程） 高等専門学校 専修学校（高等課程）	316万円以下	373万円以下	414万円以下

※13 上表の「年収の目安」は、両親のうち1人に給与収入がある場合の収入額（総支給額）の目安です。自営業の方などの「所得」（売上などから経費を差し引いた金額）とは異なります。

9 提出前に再度ご確認ください

添付書類の不足・誤りなどの不備があると、審査ができず、不採用になる場合があります。手続きする前に、不備がないか十分にご確認ください。よくみられる不備の例をもとにしたチェックリストを掲載しますので、ご活用ください。

□ 学校へ願書兼推薦依頼書及び成績証明書を提出していますか？

願書兼推薦依頼書及び成績証明書を学校へ提出していない場合、申請が不備となり、その後の審査ができません。必ず学校へ必要書類をご提出ください。

□ オンラインで所得証明書類を提出していますか？

所得証明書類をオンラインで提出していない場合、申請が不備となり、その後の審査ができません。必ずオンライン（紙申請の場合は郵送）でご提出ください。

□ 所得証明書類は、指定の書類を準備していますか？

収入を証明する書類として有効なのは、3ページの5にあるア～エの4種類のみです。誤って「所得証明書」を添付する事例がよく見られますが、これらは無効となります。必ずア～エのいずれか1点を添付してください。（別紙「添付書類について」に見本を載せていますので参考にしてください。）

□ 両親とも収入がある場合、両親分とも収入を証明する書類を添付していますか？

配偶者の扶養の範囲内でパート等をしている方の証明書類を添付しないで提出してしまう事例がよく見られます。3ページの5に記載のとおり、無職・無収入の方以外は証明書類の省略はできませんので、必ず添付してください。

<担当・お問い合わせ先>

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル3階

札幌市教育委員会学校教育推進課学事係（奨学金担当） 電話：011-211-3851 FAX：011-211-3852



<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/syogakukin.html>

